

国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMIS）
に係る物資協力の実施について

平成 25 年 12 月 23 日
閣 議 決 定

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成 4 年法律第 79 号）第 25 条第 1 項の規定に基づき、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMIS）に係る物資協力を別紙のとおり実施することとする。

(別紙)

日本国政府は、平成25年度において、国際連合に対し、現在、南スーダン共和国で行われている国際連合南スーダン共和国ミッション（UNMIS）の活動に協力するために必要な

5.56mm 普通弾

10,000 発

を無償で譲渡する。

説 明

- 1 現在、我が国は、国際連合南スーダン共和国ミッション（UNM I S S）に、施設部隊等の要員を派遣している。
- 2 南スーダン共和国においては、本年１２月中旬から反政府勢力の攻勢により現地の治安情勢が急激に悪化した。同国中部のジョングレイ州ボルにおいては、UNM I S Sの韓国隊宿営地において、反政府勢力等による争乱行為等により発生した避難民約１万５千人を受け入れている。
- 3 このような状況に対し、緊急事態に対応し、韓国隊の隊員及び避難民等の生命・身体を保護するために必要な弾薬を早急に確保する必要が生じている。
- 4 このため、今般、国際連合から我が国政府に対し、UNM I S Sの韓国隊の隊員及び避難民等の生命・身体の保護に早急に必要とされる弾薬の譲渡要請がなされたものである。